第12号様式（第15条関係）

許可

許可更新

一般廃棄物処分業　　　　　　　申請書

年　　月　　日

　い　わ　き　市　長　様

住　　所

申請者　　氏　　名

電話番号

注意　□のある欄は、該当する箇所にレ印を付けてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所在地 | 事務所 | 電話番号　　　（　　）　　　　 |
| 事業場 | 電話番号　　　（　　）　　　　 |
| 事業の範囲 | 業の区分 | □　中間処分（□焼却　□脱水　□その他　　　　　）□　最終処分（□埋立て　□その他　　　　　　　　） |
| 取り扱う一般廃棄物の種類 | □　ごみ（粗大ごみを含む。）　□　し尿□　浄化槽に係る汚泥　□　その他（　　　　　　　） |
| 事業の用に供する施設 | 車　両 | 種類、数量、最大積載量及び車両番号 |  |
| そ　の　他　施　設 | 種類、数量、設置場所及び処理能力（最終処分場については、埋立地の面積及び埋立容量） |  |
| 処理方式、構造及び設備の概要 |  |
| 処分業務の従業員数 |  |

様式第１号

申請者に関する調書

（１／２）

※氏名、本籍、住所の欄は、住民票に記載されているとおりに記入すること。

|  |
| --- |
| 申請者（個人である場合） |
|  | （ふりがな）氏　　　　名 | 生年月日 | 本　　　　　　　　　　籍 |
| 住　　　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |
| （法人である場合） |
| （　ふ　り　が　な　）名　　　　　　　　　称 | 住　　　　　　　　　　所 |
|  |  |
| 法定代理人（申請者が未成年者である場合） |
|  | 　　（個人である場合） |
| （ふりがな）氏　　　　名 | 生年月日 | 本　　　　　　　　　　籍 |
| 住　　　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |
| 　　（法人である場合） |
| （　ふ　り　が　な　）名　　　　　　　　　称 | 住　　　　　　　　　　所 |
|  |  |
|  | 役員（法定代理人が法人である場合） |
| （ふりがな）氏　　　　名 | 生年月日 | 本　　　　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 役員（申請者が法人である場合） |
|  | （ふりがな）氏　　　　名 | 生年月日 | 本　　　　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 既に一般廃棄物又は産業廃棄物の処理業の許可（他の自治体も含む）を有している場合は、その自治体名及び許可番号 | 自　治　体　名 | 許　　可　　番　　号 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

申請者に関する調書

（２／２）

|  |
| --- |
| 発行済株式総数の100分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の５以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき） |
|  | 発行済株式の総数 | 株 | 出資の額 | 円 |
|  | （ふりがな）氏　　　　名 | 生年月日 | 保有する株式の数又は出資の金額 | 本　　　　　　　　　　籍 |
| 割合 | 住　　　　　　　　　　所 |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
| 使用人（支店、営業所等の責任者で処分業に係る権限を有している者） |
|  | （ふりがな）氏　　　　名 | 生年月日 | 本　　　　　　　　　　籍 |
| 役職名・呼称 | 住　　　　　　　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 備考※　「法定代理人」の欄から「使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 |

様式第２号

事業計画書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 排出事業者 | 廃棄物の種類 | 発生量（ｔ/年） | 中間処分 | 最終処分 | 特記事項 |
| 処分量（ｔ/年） | 処分量（ｔ/年） |
| 排出事業者住所 | 焼　却 | 脱　水 | その他 | 埋立て | その他 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |
| 合計 |  |  |  |  |  |  |  |  |

様式第3号

**作業従事者名簿**

年　　月　　日

いわき市長　様

住所

氏名

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 生年月日 | 住所 | 備考 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

様式第４号

申告書

年　　月　　日

　い　わ　き　市　長　様

住　所

氏　名

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）」第７条第６項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可申請に当たり、私（法人の場合はその役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。以下同じ。）又は政令で定める使用人、個人の場合は、政令で定める使用人を含む。）は、次のいずれにも該当していないことを申告します。

⑴　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

⑵　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

⑶　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

⑷　法、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。第３２条の３第７項及び第３２条の１１第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の２、第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正１５年　法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

⑸　法第７条の４若しくは法第１４条の３の２（法第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む｡）又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む｡）

⑹　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が⑴から⑷までのいずれかに該当するもの。

⑺　一般廃棄物の処分業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 生年月日 | 役職名 | 住所 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

第24号様式（第21条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （表面） |  | （裏面） |
| 第　　号　　　従業員証　　氏　　名　住　　所　生年月日　　　 年　　月　　日　有効期間　　　 年　　月　　日から年　　月　　日まで年　　月　　日発行　事業者　　住所（所在地）　　氏名（名称及び代表者氏名） |  | 注　　意　　事　　項１　業務に従事するときは、必ずこの従業員証を携帯し、関係人に提示を求められたときは、これに応じなければならない。２　この従業員証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。３　この従業員証を紛失し、き損し、又は汚損したときは、速やかに再交付を受けなければならない。４　有効期間が満了したとき又は従業員の身分を喪失したときは、直ちに返納しなければならない。 |